

## ラムサール条約第9回締約国会議において採択された決議一覧

| 決議番号  | 標 題  | 概 要  |
|-------|--|--|
| 決議Ⅸ.1 | ラムサール条約の賢明な利用の概念を履行するための追加的な科学技術指針           | 条約の履行のための科学技術的なガイダンスを採択(付属書 A、B)または歓迎(付属書C、D、E)し、締約国に対して普及・活用を要請。  |
| 付属書 A | 湿地の賢明な利用及び生態学的特徴の維持のための概念的な枠組み               | ミレニアム・エコシステム・アセスメントの成果に基づき、「湿地の賢明な利用」に関する概念的枠組み等を整理。また、持続可能な利用や生態系に関して用いられる用語の変化に対応し、「湿地の賢明な利用」や「生態学的特徴」及び「生態学的特徴の変化」を再定義した。     |
| 付属書 B | 「国際的に重要な湿地のリストを将来的に拡充するための戦略的枠組み及びガイドライン」の改正 | 主な改正点は、次のとおり。①短期目標として、2010 年までに世界の条約湿地を少なくとも 2500 ケ所、250 百万 ha に増加させることを採択。②基準9として、鳥類以外の種又は亜種の地域個体群の1%以上を定期的に支える場合に適用する基準を新たに追加。 |
| 付属書 C | ラムサール条約の水に関連する指針の統合的な枠組み                     | 水関連事項におけるラムサール条約の役割について、湿地や水資源管理、地球的規模での水循環の観点から解説するとともに、条約の水に関連する過去のガイダンスの相互関係や将来的な課題等を明らかにした。                                  |
| i)    | 河川流域管理: ケーススタディーの分析のための追加的な指針及び枠組み           | 湿地保全に関わる河川流域管理について、流域レベルの計画策定からサイトレベルでの実施までの一連の流れを提示。  |
| ii)   | 湿地の生態学的特徴を維持するための地下水管理ガイドライン                 | 水文学及び生態学的関連から地下水と湿地の関連性を解説し、湿地生態系を維持するための地下水管理に関するガイドラインを提示。   |
| 付属書 D | ラムサール条約履行の有効性を評価する“成果重視”の生態学的指標              | 2006-2008 年の条約の履行を評価するため、湿地資源の傾向、水質、希少種、脅威等の評価、条約湿地の登録状況等、生態学的な成果を評価する8つの指標を提示。  |

|         |   |   |
|---------|---|---|
| 付属書 E   | 湿地目録、評価及びモニタリングの統合的な枠組み                               | 湿地目録及び影響評価、モニタリングに関する様々な手法について解説した枠組み文書。  |
| i)      | 内陸、沿岸及び海洋の湿地の生物多様性の早急な評価の為のガイドライン                     | 生物多様性条約との共同作業の一環として、生物多様性条約の内水面及び海岸・沿岸域の早急な評価に関するガイドラインを基に、ラムサール条約の観点からまとめ直した。  |
| 決議 IX.2 | 条約の科学技術面の将来的な履行                                       | 科学技術評価委員会 (STRP) が 2006-2008 年に取り組むべき優先分野を採択するとともに、条約の科学技術面の履行に関する 2006-2011 年の活動スケジュールを承認。   |
| 決議 IX.3 | 現在進行中の水に関する多国間協議のプロセスにおけるラムサール条約の取組                   | 締約国に対し、湿地の生態学的機能を維持するための、水管理に関する決議等を水管理担当部局に広く普及することを要請するとともに、条約事務局に対し、世界水フォーラムや持続可能な開発委員会 (CSD) との連携強化を指示。                                   |
| 決議 IX.4 | ラムサール条約と水産資源の保全、生産及び持続可能な利用                           | 漁業と湿地の関係性に関する決議。締約国に対し、「湿地における持続的漁業の管理に関する勧告」(付属書) を適宜考慮すること、魚類資源管理の担当部局に条約の取組を認識させること、条約湿地に関連した漁業データの収集、養殖施設の適切な管理、外来生物の持ち込み規制、保護区の設置検討等を要請。 |
| 決議 IX.5 | 生物多様性に関する他の国際機関とのシナジー: 生物多様性に関する条約及び協定間の国別報告書の連携及び調和等 | 他の生物多様性関連機関とのシナジー強化を促進し、具体的取組の一つとして関連する他条約等との間で国別報告書の連携・調和を図るもの。  |
| 決議 IX.6 | 登録基準をほぼ満たさないラムサール条約湿地またはその一部を扱う指針                     | ラムサール条約湿地が登録基準を満たさなくなるシナリオを特定し、条約湿地の廃止又は区域の縮小を検討することが適切かどうかを判断するガイダンスを採択して、締約国にその活用を要請。   |
| 決議 IX.7 | ラムサール条約の枠組みにおける地域イニシアティブ(わが国提案を含む)                    | 条約の枠組みに基づく地域イニシアティブ及びそのポテンシャルを有する地域イニシアティブを承認するとともに、各イニシアティブへの条約事務局予算からの支援額   |

|         |   |  |
|---------|---|--|
|         |   | を定めたもの。なお、我が国が豪州と共同で提案した「東アジア・東南アジア・オーストラリア地域における渡り性水鳥の生息地の保全と持続的な利用に関する WSSD タイプ2パートナーシップ」は条約の枠組に基づく地域イニシアティブの一つとして承認された。 |
| 決議IX.8  | ラムサール条約 2003-2008 年戦略計画の履行の合理化          | 「2003-2008 年戦略計画の履行のための 2006-2008 年における枠組み」を採択するとともに、締約国に対して更新された課題に取り組むよう要請。本枠組みは、COP10 に向けて提出する国別報告書の基になる。               |
| 決議IX.9  | 自然災害に起因する災害の低減におけるラムサール条約の役割            | COP8 で採択された決議VIII.35 及び 2004 年 12 月のインド洋津波災害を受けて、ラムサール条約が防災に果たす役割を提示。  |
| 決議IX.10 | 「条約事務局」の呼称及び地位について                      | 現在 'Ramsar Bureau' と呼ばれている条約事務局に対し、他の条約にならって 'Ramsar Secretariat' という呼称を使用することがより適切な場合にこれを使用することを承認。                       |
| 決議IX.11 | 科学技術評価委員会(STRP)の運用規則の改正                 | STRP の活動を合理化するため、運用規則(modus operandi)の必要な改正を実施。  |
| 決議IX.12 | 財政及び予算事項                                | 2006-2008 年の予算及び 2006 年の分担率を採択した。  |
| 決議IX.13 | 小規模無償基金(SGF)を調達する資金としてのラムサール条約基本財産基金の評価 | COP8 で採択された決議VIII.29 において、検討が指示されていた基本財産基金の設立を撤回し、新たな資金調達方法の検討を指示。   |
| 決議IX.14 | 湿地と貧困削減                                 | 締約国に対し、湿地の賢明な利用と管理に関連して貧困削減のための行動をとることを要請。   |
| 決議IX.15 | 国際的に重要な湿地の状況                            | ラムサール条約湿地の世界的な状況及び近年の変化について、条約事務局より締約国に対して報告したもの。我が国が新たに20ヶ所条約湿地を登録したことについても反映されている。                                       |
| 決議IX.16 | 国際団体パートナー(IOPs)                         | 国際水管理研究所(IWMI)を新たに国際団体パートナーとして承認した。(COP9 以   |

|         |  |   |
|---------|--|---|
|         |  | 前は、IUCN、ハードライフインターナショナル、WWF、国際湿地保全連合の4団体)   |
| 決議IX.17 | 締約国会議の決定の再検討                             | 条約事務局に対し、過去の締約国会議の決議・勧告等をレビューし、重複部分の整理を行うことを指示。   |
| 決議IX.18 | 広報・教育・普及啓発(CEPA)活動の監督委員会の設置              | 常設委員会に対して、CEPA プログラムの実施を監督し、優先事項を定める CEPA 活動監督委員会の設立を指示。また、委員会の付託事項について定めた。   |
| 決議IX.19 | ラムサール条約の効果的な履行に地域フォーラムが果たす重要性<br>(我が国提案) | アジア湿地シンポジウムの成果を評価しその継続と様々な主体の積極的な参加を要請。また、他の地域でも条約の効果的な履行のためのツールとして地域フォーラムの活用を呼びかけている。                                      |
| 決議IX.20 | 特に小島嶼開発途上国における、生物圏にまたがる統合的な湿地の計画・管理      | 締約国に対し、湿地管理において、生物圏同士の生態的及び水文学的繋がりを考慮して、保護区のネットワーク形成を図ることを要請。   |
| 決議IX.21 | 湿地の文化的価値に対する考慮                           | 条約湿地の指定に関係する文化的価値を特定した。また、締約国に対し、湿地の文化的な価値に関するケーススタディの実施を勧告するとともに、条約事務局に対して湿地の文化的な価値に関するガイダンスの作成を指示。                        |
| 決議IX.22 | ラムサール条約湿地と保護地域システム                       | 締約国、条約事務局、科学技術評価委員会に対し、生物多様性条約(CBD)や国際自然保護連合(IUCN)の保護地域に関する取組との連携強化を要請。   |
| 決議IX.23 | 高病原性鳥インフルエンザとそれが湿地及び水鳥の保全と賢明な利用に与える影響    | 鳥類及び野生生物の専門家と公衆衛生及び畜産の専門家との連携を要請。鳥インフルエンザの予防のため野鳥の駆除、湿地の破壊・改変は条約上好ましくないことを強調するとともに、条約事務局に対し、高病原性鳥インフルエンザに関する正しい情報提供の促進等を要請。 |
| 決議IX.24 | ラムサール条約の運営の改善                            | 条約の運営システムを再検討するための管理作業部会を設置し、その検討事項及びメンバーを定めたもの。  |
| 決議IX.25 | 開催国への感謝                                  | 本会議のホスト国となったウガンダ政府及び関係者への感謝の表明。   |